

第2回 みなかみ町協働のまちづくり委員会 次第

日 時 平成21年1月14日(水)

午後1時30分～

場 所 役場本庁6階 第3会議室

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 協議事項

(1) みなかみ町民憲章の検討について(資料1～4)

(2) その他

4. 閉 会

資料 1

憲章の事例と解説（委員からの要望）

<草津町民憲章>

歩み入る者に
やすらぎを
去りゆく人に
しあわせを

昭和54年（1979年）10月1日制定

【解説】

わたくしたち草津町民は、恵まれた郷土の自然と千古の昔から尽きることなく、こんこんと湧きいでる豊富な温泉に感謝し、先人の偉業を受けついで、明るく豊かな住みよい文化観光都市を造るため国際的視野と未来への展望に立ってここに町民憲章を定めます。

この町民憲章の典拠は、ドイツのローテンブルグ市にあるシュピタール門に刻まれた銘文を東山魁夷（ひがしやまかい）画伯が翻訳され、画伯のご厚意により承認をいただき使用したものです。

<福井市民憲章>

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）

わたくしたちは、不死鳥福井の市民であることに誇りと責任を感じ、郷土の繁栄と幸福をきずくため、力をあわせ、不屈の気概をもって、このねがいをつらぬきましょう。

- 1 すすんで 親切をつくし
愛情ゆたかなまちを つくりましょう
(実践目標) あいさつは まず私から 声かけよう
- 2 すすんで 健康にこころがけ
明朗で活気あるまちを つくりましょう
(実践目標) 家族そろって 早ね早おき朝ごはん
- 3 すすんで くふうをこらし
清潔で美しいまちを つくりましょう
(実践目標) マイはし マイカゴ マイバッグ
- 4 すすんで きまりを守り
安全で住みよいまちを つくりましょう
(実践目標) 鍵かけと 一戸に一灯防犯灯
- 5 すすんで 教育を重んじ
清新な文化のまちを つくりましょう
(実践目標) 見てふれて 知ろうふくい文化と歴史

昭和39年6月28日制定 実践目標平成21年1月～平成23年3月

【解説】

福井市民憲章は、平成21年で制定から45年を迎えます。

この節目の年にあたり、市民の皆さん一人ひとりが取り組んでもらえるよう、項目毎に実践目標を作成しました。

日常生活の中で、市民憲章を身近に感じながら、福井市民としての誇りと不死鳥の精神を培ってほしいと願っています。

実践目標の設定期間 平成21年1月～平成23年3月（2年毎に見直す予定）

<台東区民憲章>

あしたへ

江戸の昔に「花の雲 鐘は上野か 浅草か」と詠まれたわたくしたちのまち台東区は、磨き抜かれた匠の技やきさくで人情あふれる暮らしが、あちらこちらに今も息づいています。

わたくしたちは、先人が築いてきた文化や環境を大切にして、より素晴らしいまちを目指し、この憲章を定めます。

たからものをうけつぎ	こころゆたかなまちにします
おもてなしのえがおで	にぎやかなまちにします
おもいやりささえあい	あたたかなまちにします
みどりをいつくしみ	さわやかなまちにします
いきがいはぐくんで	すこやかなまちにします

平成18年12月14日制定

1. 台東区民憲章の特徴について

台東区らしい進取の精神に富んだ個性的な憲章となっています。

- ・「あしたへ」という副題
- ・松尾芭蕉の俳句を引用した前文
- ・全てひらがなで表記された本文

2. 副題について

あしたへ

【解説】

現在台東区に関わる人全て、そしてこれから台東区に関わる人全てに対して送る未来へ向けた思いを伝える表現として「あしたへ」という副題を付けました。

3. 前文について

江戸の昔に「花の雲 鐘は上野か 浅草か」と詠まれたわたくしたちのまち台東区は、磨き抜かれた匠の技やきさくで人情あふれる暮らしが、あちらこちらに今も息づいています。

わたくしたちは、先人が築いてきた文化や環境を大切にして、より素晴らしいまちを目指し、この憲章を定めます。

【解説】

前文には、大きく2つの役割があります。

1つは、台東区内の人々に向け、自分たちが住んでいるところがどのような場所なのか改めて確認できる内容であること。

2つめは、区外の人にも台東区をアピールすることができる内容であることです。このため、前文には、台東区の歴史や地理、台東区の特徴（台東区らしさ）、誇るべき点などを表現することが求められます。

台東区民憲章では、松尾芭蕉の句である「花の雲 鐘は上野か 浅草か」を前文に引用いたしました。また、先人が作り上げた多彩な産業や文化などへの尊敬の念を盛り込みました。そして、副題「あしたへ」を受けて、未来への志向性を結びで表現しています。

4. 本文について

本文の表現は、読み手個々の想像力や行動意欲をかきたてることができる「心が動く」、「心が弾む」、「心が温くなる」言葉を大切にしながら作成しました。

たからものをうけつぎ　　こころゆたかなまちにします

【解説】

この条文は、先人に敬意を払う心の大切さを謳っています。
「先人が築いてきた文化や環境」などを「たからもの」として受け止め、これを継承していくことを表現しています。

おもてなしのえがおで　　にぎやかなまちにします

【解説】

この条文は、「おもてなし」の心の大切さを謳っています。
台東区の観光地・商業地としての特性だけでなく、人の集まるまちとしての受容性の高さも踏まえて表現しています。

おもいやりささえあい　　あたたかなまちにします

【解説】

この条文は、思いやりの心の大切さを謳っています。
台東区は、昔から地域の中で困ったことがあれば、皆で支え合ってきました。
だれもがあたたかな心で安心して過ごせるといった願いを表現しています。

みどりをいつくしみ　　さわやかなまちにします

【解説】

この条文は、身近な花や緑などの自然を慈しむ心の大切さを謳っています。
身のまわりの自然を大切にすることでさわやかなまちとなり、またさわやかな心で日々を過ごせることを表現しています。

いきがいはぐくんで　　すこやかなまちにします

【解説】

この条文では、人を健全に育てようという心の大切さを謳っています。
そこに住む人々が、常に夢や「いきがい」を持ち育くむことで、人の心は「すこやか」に、健全に形成されるといった願いを表現しています。

資料2 憲章について「Q & A」

市民憲章情報サイトより抜粋 (<http://www.geocities.jp/jipwaseda/>)

Q - 01 日本の市民憲章の特徴はどのようなところにありますか？

A - 01

現在日本の都市に制定されている市民憲章の大半は、その都市の地理・気候・風土・歴史・特徴・誇るべき点・制定の事情・等を簡潔に述べた「前文」と、その都市の市民が日常かつ継続的に心掛けるべきまちづくりの肯定的目標を箇条書きにした「本文」から成っていますが、特に著しい特徴が見られるのは「本文」の部分であり、主として以下の3点が重要です。

第一は「簡潔である」ということです。

日本の市民憲章の「本文」は、その多くが概ね30字前後から成る5カ条程度の文言で表現されていますから、老若男女を問わず、誰もが無理なく理解できる内容です。この点は、欧米の「charter」や欧米流の「都市憲章」・「企業憲章」などが、論理の構成や文言の定義を重視した法律的な内容で相当なボリュームを持ち、一般市民の感覚からすればうんざりするものであることと決定的に異なります。

第二は「肯定的に述べられている」ということです。

日本の市民憲章の「本文」には、無いに等しい僅かの例外を除き、否定形は全く用いられていませんし、命令的あるいは強制的な表現もなされていません。

この点は、「人間は良いことを自主的にやる時心身共に健康になる」という人間哲学的な真理に照らして見ても極めて重要ですし、「世の中は皆が悪いことをしなくなっても決して良くはならない」という厳然たる事実を再認識する上においても重要です。

第三は「和語が多用されている」ということです。

現在の日本で常用されている日本語では、各種の文書を平均すると、和語が概ね50%強の頻度で用いられていますが、市民憲章の「本文」では少なくとも80%を超えて用いられており、これは流行歌の歌詞における和語の使用率に近い数値です。

この点は、市民憲章の「本文」が和語の特質を色濃く携え、温かく親しみやすく、心の底から共感できるものであり、安らかなイメージを持つものであることを示しています。

Q - 02 日本の市民憲章はどのような内容のものが多いのですか？

A - 02

形式的に見ると「前文」・「本文」から成る「定型」のものが圧倒的に多く、散文詩的な「非定型」のものは数例に過ぎません。

「前文」にはその都市の地理・気候・風土・歴史・特徴・誇るべき点・制定の事情・等が簡潔に述べられ、「本文」にはその都市の市民が日常かつ継続的に心掛けるべきまちづくりの肯定的目標が箇条書きにされています。

ちなみに、「本文」の第一条に用いられている形容語で最も多いものは「美しい」であり、次いで「豊か」「住みよい」「明るい」「きれい」「楽しい」などとなっています。

また、「本文」の文末表現としては「しましよう」とするものが最も多く、次いで「します」が続き、「しよう」・「したい」といったものや名詞で終わるものもあります。

Q - 03 市民憲章にはどのような存在意義がありますか？

A - 03

残念ながら、これまで長い間市民憲章は大きな存在意義があるとは認められず、しばしば「鏡餅の上の小さな橙のようなもの」つまり「無いと様にならないから置きはするが、あっても大した役には立たないもの」などと悪口を言われたりもしてきました。

しかしながら、ここ数年、市町村合併によって誕生した新市等において、市民参加の形で市民憲章の策定が進められることが増え、一般市民の間でも市民憲章に対する関心が急速に高まり始めてきました。

その結果、「市民憲章は、我々日本人が現在抱えている大きな問題を根本的に考えさせてくれる契機となるものである」ことが理解され始め、更に、「市民憲章の意義や役割を十分理解しその推進活動を都市のまちづくりに活かしていくことが、最も新しく最も日本的なまちづくりのスタイルである」という社会的認識が全国各地で着実に形成されつつあるように思われます。

市民憲章は、法律の意義や限界を認識させてくれると同時に、我々が「どのような考え方で何をすべきか」を考えさせてくれます。

Q - 04 まちづくりにおいて市民憲章の果たす役割は何ですか？

A - 04

日本の市民憲章は、「本文」が「簡潔である」・「肯定的に述べられている」・「和語が多用されている」という3つの大きな特徴を持っています。

このようなことから、市民憲章を日々思い浮かべたり声に出して唱えたりすることによって、年齢・性別・職業・立場・等に関係なく、市民の誰もが「その時々に関心ができる良いこと」を気持ちよく自覚することができます。

特に、まちづくりの努力というものが地域において半永久的に続くものであることを考えた場合、「一人一人の市民が自分にできる良いことを具体的に自覚する源がある」ことと「良いことをして褒められることはあっても、良いことをしなかったとって責められることはない」ことは、極めて大きな現実的意味を持つと思われます。

Q - 05 「市民憲章」と「法律」はどこが違いますか？

A - 05

「市民憲章」は「世の中を良くする」ためにあり、「法律」は「世の中を悪くしない」ためにあると思われます。

従って、市民憲章の意義を理解しそれを行動規範に取り入れる市民が増えれば、たとえ緩やかな歩みであっても世の中はどんどん良くなっていきますが、いくら法律を増やしたり罰則を強化したりしても、「本当は世の中にいない方がよい悪人」に大きな影響を及ぼすだけで、寧ろ「世の中を支えているまともな善人」のやる気や生き甲斐を減退させてしまうことになりかねません。

また、市民憲章は性善説を前提としたものですから、人間相互の信頼感を増大させ、世の中を明るく伸びやかなものにしますが、法律は性悪説を前提としたものですから、人間相互の不信感を深刻化させ、世の中を暗く息苦しいものにします。

Q - 06 「市民憲章」と「自治条例」はどこが違いますか？

A - 06

「市民憲章」は「法律ではないもの」であり、「自治条例」は「法律と見なされるべきもの」であると思われます。

すなわち、市民憲章は、「起き得る良いこと」を想定して定められるものであるため、市民の自主的な意欲や立派な活動の顕彰を予定しているのに対し、自治条例は、「起き得る悪いこと」を想定して定められるものであるため、背信行為やトラブルに対処すべき強制力や罰則を制度的に担保しようとするようになります。

従って、必然的に、市民憲章は簡潔で親しみ易いものになりますが、自治条例は内容が論理的で厳格なものであっても一般市民には親しみ難いものになりがちです。

現在、各地で「自治条例」・「自治基本条例」・「都市条例」・「まちづくり条例」といったものが検討され、いくつかの都市においては既に制定されていますが、少なくとも、市民憲章との意義や役割の違いは明確に理解されるべきであると思われます。

Q - 07 市民憲章はどの都市のものも似たようなものではありませんか？

A - 07

全国の市民憲章を見ると、確かに形式や文言はよく似ていますし、実際、ある地方都市の議会での都市の市民憲章が近隣にある都市の市民憲章に酷似していることが問題になったこともあります。だからと言って市民憲章自体を否定的に見ることは、少なくとも次の3つの点で明らかな誤りです。

第一は、約9割の市民憲章に「前文」がありますが、そこにはその都市の地理・気候・風土・歴史・特徴・誇るべき点・制定の事情・等が示されており、その部分が酷似することはあり得ませんし、また、「前文」が無いものについては、形式自体に特徴のあるものが多いので、市民憲章全体が酷似していると断言できるような例は無いということです。

第二は、たとえ同じ言葉が用いられているとしても、それぞれの都市の市民がその言葉から思い浮かべるイメージには大きな違いのある場合が多いということです。

例えば、北海道の「(稚内市)市民憲章」の第一条に「自然を愛し うつくしい緑のまちをつくりましょう」とあり、大分県の「大分市民の誓い」の第一条に「自然を愛し、緑豊かなまちをつくります」とありますが、これらの条文に共通した「自然」・「緑」といった重要なキーワードが、それぞれの市民にとって同様の意味内容を持つとは到底考えられません。

第三は、市民憲章の文言が似通ったものであったとしても、制定までの過程が異なったものである限り、それらの市民憲章がそれぞれの都市において持つ意味や果たし得る役割には大きな差があるということです。

万が一、他市の市民憲章を安易に模倣したり借用したりするような都市があるとすれば、そのような都市のまちづくりは何をしてもうまくいかないと思われます。

Q - 08 市民憲章は抽象的で現実性に乏しいではありませんか？

A - 08

大多数の市民憲章の「本文」の文言は、字数が少なく、固有名辞も含まれず、抽象的な表現のなされることが多いため、しばしば「現実性に乏しい」という批判を受けますが、これは、市民憲章の意義や役割を考えれば、大きな誤りであることが分かります。

すなわち、市民憲章は「一人一人の市民が、様々な局面において自分にできる良いことを見付け、それを自主的に気持良く実行しようとする」ことを誓い合って定められるものであるため、法律文書や行政文書のように誰もが常に同一の理解をすることを予定した「厳格で具体的な表現」であって、全く意味が無いことになるということです。

市民憲章は抽象的であるからこそ、多くの市民の「豊かで伸びやかな想像」と「自由で気持の良い行動意欲」をいつまでも可能ならしめているのです。

Q - 09 市民憲章はまちづくりとどのような関係がありますか？

A - 09

市民憲章は、市民が自分のまちを良くするために、「自分にできる良いこと」を具体的にに自覚し、それをできる範囲で気持ちよく実行しようとする姿勢を育むという大きな役割を持ち、市民憲章の推進活動はそのような役割を具現化するために続けられると言っても過言ではありません。

そのような姿勢は、各地の都市においてしばしば見受けられた「まちづくりに関わる努力の大半を行政に押しつけ、自らは行政サービスを受取るだけで何もしない」という市民の姿勢とは正反対のものです。どこの都市においても財政状況が逼迫し、エスカレートするばかりのサービス要求には応じられなくなっている現状を考えますと、市民に「自助・自立の気構え」を気分良く喚起させる市民憲章がまちづくりにおいて果たすべき役割は益々大きくなっていると思われま

Q - 10 市民憲章はよく改定されるのですか？

A - 10

日本の市民憲章の「定型の祖」とも言うべき「京都市市民憲章」が昭和31年5月3日に制定されから今年で50年になり、この間に約600の市民憲章が制定されてきましたが、これまでのところ、市町村合併等により新たな市民憲章を制定する必要が生じた場合以外に、市民憲章の内容が大幅に改訂されたり全く新しい市民憲章が制定されたりした事例はありません。

寧ろ、市町村合併によって誕生した新市においても、中心的な旧市の市民憲章に若干の変更を加えただけでほぼそのまま継承している例がいくつも見受けられます。

しかし、まちづくりにおける市民憲章の意義や役割を考えますと、やはり新市においては新しい市民憲章が制定されるべきであろうと思われま

一方、制定後相当な年月を経て市民憲章の内容が市民感覚や社会状況に合致しなくなつたという声もしばしば耳にしますが、制定時に大変な御苦勞をされた先人の思いを尊重する意味においても、できる限り「その時々実践項目を手直しする」ことによって対応し、軽々しく市民憲章を改定することは避けた方がよいように思われま

Q - 11 市民憲章の良し悪しはどこで判断するのですか？

A - 11

いろいろな考え方があるとは思いますが、市民憲章の意義と役割に鑑みて全国の事例を振り返ってみますと、市民憲章の良し悪しは「制定の過程」・「憲章文の内容」・「制定後の推進活動」の3点に基づいて総合的に判断されるべきであると思われる。

それぞれについての具体的なチェックポイントとしては、例えば次のようなことが挙げられるかと思われます。

第一の「制定の過程」については、「市長の強い意思で策定作業が始まっているかどうか」・「公募市民の獲得に熱意があるかどうか」・「市民憲章の専門家を招聘しているかどうか」・「現職の市議会議員が全会派から策定に関わっているかどうか」・「策定のための会議に十分な時間をかけているかどうか」・「策定過程に関わる情報を市役所内外に公開しているかどうか」・「アンケートやパブリックコメント等の手順や手続きを踏んでいるかどうか」など。

第二の「憲章文の内容」については、「市民憲章自体の意義や役割がよく理解されているかどうか」・「基本構想や都市宣言との違いが明確に認識されているかどうか」・「前文を置く意味が了解されているかどうか」・「本文は目で読むものではなく声に出して唱えるものであるということがはっきり意識されているかどうか」・「簡潔で親しみやすく行動に結びつくイメージが喚起されるものであるかどうか」・「地域の特徴や個性が盛り込まれているかどうか」など。

第三の「制定後の推進活動」については、「市長に推進活動の重要性が認識されているかどうか」・「策定作業の段階から推進活動が意識されているかどうか」・「策定に関わった人に継続的な推進意欲があるかどうか」・「推進活動に具体性があるかどうか」・「推進活動を支援する組織や団体があるかどうか」・「明るく楽しく進められるものであるかどうか」など。

資料 3

みなかみ町民憲章（委員からの提案）

提案 1

公 表	提 案
わたくしたちみなかみ町民は、	わたくしたちは、 （みなかみ町民憲章なので「みなかみ町民」は不要）
清らかな利根の源流と三国・谷川の豊かな	清らかな利根の源流と三国・谷川の <u>自然</u> 豊かな （豊かなは、何が豊かなのか不明）
山々に恵まれた湯の町で	山々に <u>抱かれた</u> 湯の町で （山々に恵まれたのか、恵まれた湯の町なのか分かりづらい）
育まれたことに誇りを持ち、自然を愛し・	育まれたことに <u>感謝</u> し、自然を愛し・ （後に続く「愛する」という言葉を生かすには、誇りより感謝の方がよい）
この町を愛し、希望にみちた住みよい町づくりの道しるべとして、ここに町民憲章を定めます。	同 左
1．恵まれた自然環境と共生しエコタウンみなかみ町をつくります	恵まれた自然環境のエコタウンの町
1．参画・協働を基本に力をあわせ住みよい幸せなみなかみ町をつくります	みんなで力をあわせる住みよい町
1．誰にでもおもてなしの心でふれあい安らぎのみなかみ町をつくります	やすらぎふれ合いおもてなしの心の町
1．歴史を尊び未来を開き子ども達の夢・希望がかなうみなかみ町をつくります	祖先を尊び子供たちが夢と希望を育む町

提案 2

人はひとりでは生きられません。様々なつながりの中で生かされているのです。

「感謝と思いやり」の心をもって暮らしましょう。

- ・ 私たちをとりまく豊かな自然の恵みに。
- ・ ご先祖様や家族親戚、友人や同僚や隣近所支えてくれる方々、そして知らずともなにかしらどこかでつながっている人々すべてに。
- ・ みなかみ町にいらしていただいたお客様に。

(提案理由)

町民憲章については、昨今の環境破壊、凶悪事件の報道を見るにつけ、「感謝と思いやり」の心が欠けてしまったことが大きな原因のひとつではないか、幸せに生きるためには「感謝と思いやり」がなによりも大切ではないかという思いで、シンプルですが、それに絞って考えてみました。

提案 3

「人の幸せを一緒に喜んであげることができ

人の不幸を一緒に悲しんであげられる

優しい心をもつ町・みなかみ」

(提案理由)

互助扶助活動、協働等を推進するためには優しい心が第一だと思います。

町の特徴的な部分である環境保全等に関する町の方針については「環境力宣言」等で補完できることから、町民憲章では「町民の心の部分」について明らかにしたいと考えます。

提案 4

- 1 恵まれた自然を愛し、緑ゆたかな町をつくります
- 1 おもてなしの心で、ふれあい安らぎのある町をつくります
- 1 伝統をうけつぎ、子供たちの夢・希望にみちた町をつくります
- 1 すすんで健康にこころがけ、安全で住みよい町をつくります

その他参考資料

みなかみ町の情報提供と共有について(委員からの提案)

< 提案 1 >

昨今、幼児、児童等の誘拐や殺人等の凶悪犯罪が多発している。そのことを対岸の火事では済まされない現状であり、それらについての対策や情報の伝達、収集はどのようになっているのか、聞き取り調査のため古馬牧小学校を訪ねる。

(日 時) 平成20年12月9日(火) 10:30~11:30

(場 所) 古馬牧小学校校長室

(対応者) 学校長、教頭

(質問 A)

児童の安全(通学から下校まで)はどのように、また、どのような情報提供が保護者、児童に行われていますか?

(回答 A)

1. 「通学路危険箇所チェック」というものを地区毎に作成し、該当保護者に配布している。
2. 「かけこみ110番」の協力者の地図は、全保護者に配布し、通学時の安全に努めている。
3. 町からの危険情報は、その裏面に必要情報を記入し、保護者に配布している。
4. 毎月1回「学校だより」を発行し、その月の行事予定、前月の成績やお知らせ等を保護者に情報提供している。

(質問 B)

何か困っていることはありませんか?

(回答 B)

1. 後閑のパチンコ店が通学路に面しているが、児童が近道して建物(立体駐車場)の中に入ることがある。建物の中は、死角になり何が起きても分からないので入らないように注意しているのだが、お店だから入口を閉鎖してもらうことも出来ず対処に苦慮している。
2. 上越クリスタルの東側に「スナック桜」がある。その脇に大きな用水路が流れていて、1年生が帽子を流されたことがあった。大変危険なため、8月の保護者会で、そのことが問題視され、教育委員会に善処を求めたが12月現在にも対策がとられていない。
3. 児童の通学時は、集団登校だが下校時は高学年、低学年で時間が違う。また、各家に向かうときは、長い距離を一人になる場合がある。その対処がうまくできていない。

(問題点)

1. 保護者への情報提供は細やかにされていて感心する。だが、回答B - 1の問題点のような場面は、地域の人は知らされていないので、見ている見過ごされている場合が多い。このような学校側の情報をどのように地域の人に流し、理解してもらい、どう協力してもらうかが課題である。
2. 回答B - 2の問題点は、せっかく良い情報を流し、事故防止につなげようとしても、いろいろな理由を並べて結局なにもしない、危険が放置されている現状を見た人は「何を言っても何もやってくれない。ばかばかしいから何も言わないようにしましょう。」というふうになりかねない。
3. 学校側の安全対策は、万全のようだが万全とは言えない現状があることを知った。学校だけでは解決できない、教育委員会もだめな問題をどこに持っていけばよいのか。それを誰がどうするのか。どこに行けばより良い方法が見つかるのか。

(解決策・事業例)

1. 上記の各問題点に共通することは「地域とのコミュニケーションの不足」だと感じる。何か問題が発生すると(今回は学校だが)その中だけ(学校、保護者、教育委員会)で解決しようとする。しかし、実際にはその中だけでは解決できない問題もある。その問題点の中には、区や商工会、老人会、各種団体に協力を求めれば解決できるものもある。そこに「地域」とのつながり、コミュニケーションがたいへん大切なものになってくる。情報を一箇所に集め地域ぐるみで問題解決に取り組むシステムや施設を学校区毎に配置することにより、学校問題だけでなく、地域で起こる様々な問題も「まちづくり」として解決できるのではないだろうか。

< 提案 2 >

私の場合、日々の生活の中で積極的に町の情報を収集しているとはいえません。一般的な町民の方々も同様ではないかと思いますが、そのような暮らしのなかでも、必要な情報がある程度は入ってくるようなしくみを作ることが重要だと思います。そのためには、どのような方法が情報提供の有効な手段であるかを検証しなければならないと思います。

私は町章や町の花・木・鳥の公募は知り、応募もしましたが、町民憲章の公募があったということは、申し訳ないのですが前回のまちづくり委員会で知った次第です。なぜなのか考えてみると、前者については子どもが学校から配付されたものを見て知ったと思います。子どもがいる家庭では、学校からの配付物は必ず見るので、そういった方法はかなり有効だと思います。子どもがいない世帯や、年配者が若者かなど、異なるケースではそれぞれまた別の有効な方法があると思います。実際に実現可能かどうかあわせ、検討していく必要があると思います。

・役場職員と町民の距離を縮め、情報を聞きやすい環境づくりをすることも大切だと思います。たとえば、各区ごとに担当の職員を設けて、その人が窓口になっていたければ、知りたいことや分からないことが聞きやすいのではと思います。

< 提案 3 >

現在の町民の情報収集方法については、ほぼ広報であると考えます。
HPの充実についてはしっかりとやる必要がありますが、現在の状況を踏まえると、その効果はまだ薄いと考えます。
よって、紙による伝達手段をメインとし、また、月1回の広報では、タイムリーな情報は伝わらないことから、月数回の紙による情報提供が必要であると考えます。

機関誌を発行する。

< 説明 >

発行日・・・広報の発行日（毎月1日）と毎月15日を発行日とする。

内 容・・・町のこの先1ヶ月の行動と、前1ヶ月を省みた記事を掲載。
協働に係る情報等を楽しそうに掲載。
先進事例（市ではこんなことをしています。）の紹介。

ルールブックを作成する。

< 説明 >

行き過ぎた、そしてあやまった考え方による情報提供・要求等の防御策を含め、協働に関する全ての基本となるルールを作る必要があると考えます。

< 提案 4 >

< 問題点 >

町民が情報を求める環境づくり 自主・自立

住民が行政を理解しているかが重要である。

情報の理解が伴わなければ非公開・非共有と同じ。

< 解決策 >

全ての行政情報の開示と提供 説明責任

少しの工夫と実践する情熱があれば新しいシステムをつくることができる。

頭が硬く非効率をなくす。